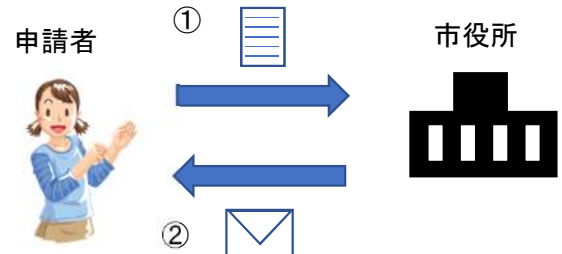


○令和6年度 家庭用環境配慮型設備設置奨励事業 手続きの流れ

STEP 1 申請書提出




申請者 ① 市役所

①申請書を市役所に提出
(郵送も可)
工事着工の14日前までに提出

②市から約2週間後に審査結果を郵送

※郵便で提出するときは、工事着工の14日前までに市役所へ到達していることが必要です。
※書類不備や市税の滞納がある場合、不交付となります。
※太陽光発電設備は既存住宅となってから3か月経過した住宅のみ対象となります。(新築住宅は対象外)

STEP 2 工事

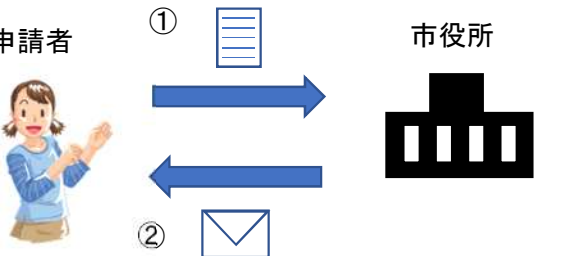


申請時から設備を変更することとなった場合は、工事着工前までに**変更承認申請書(様式第5号)**を提出する必要があります。

工事を中止する場合は取下書などを提出していただきます。

※設置予定設備の型番変更、太陽光発電設備のモジュール数量を変更する場合等は変更承認申請書(様式第5号)を提出する必要があります。
変更が生じた場合は、環境政策課までご連絡ください。

STEP 3 実績報告書提出




申請者 ① 市役所

①実績報告書を市役所に提出(郵送も可)
工事完了後、速やかに、かつ令和7年2月20日(木)までに提出

②商品券を準備した上で、市から結果を郵送

※郵便で提出するときは、工事完了後、速やかに、かつ最終報告日(R7.2.20)までに市役所へ到達していることが必要です。
※新築の場合は住民登録を済ませてから実績報告書を提出してください。
※最終報告日(R7.2.20)を過ぎた場合は不交付となります。
※結果の郵送は毎月20日までに実績報告が提出されれば翌月上旬発送、21日から月末までに実績報告が提出されれば翌々月に発送されます。

STEP 4 商品券受領



商品券

①申請者又は同居家族(18歳以上)が市役所まで来庁してください。
②確定通知、本人確認書類、同居家族が受領する場合は委任状を持参してください。

【お問合せ】
〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
春日部市役所 環境政策課
電話：048-736-1136 (直通)
メール：kankyo@city.kasukabe.lg.jp